

2. シンポジウム「西欧中世史料論研究の具体的課題」

日時:2005年7月17日(日)

場所:九大文学部西洋史学研究室

報告:丹下 栄「中世初期」

岡崎 敦「中世盛期」

花田洋一郎「中世末期」

研究会の趣旨、および今後の研究活動の指針を検討するための研究会を開催した。

2002年より活動を継続してきたことをふまえ、まず科研共同研究の母胎となる研究会の主要メンバーが報告を担当した。史料論研究の主要な論点と、今後の活動目標について、時期ごとに検討したのち、全体討論を行った。

丹下報告は、中世初期を対象とするとともに、史料論研究の理論的諸問題を鋭く分析している。岡崎報告は、西欧における本格的な文字リテラシー社会への移行期における論点をまとめるとともに、文書管理について中世末期や近世を視野に入れる。花田報告は、実務における文字利用が爆発的に普及した中世末期に関して、近年とりわけ研究が進んでいる行財政史料研究の動向を概観する。

以下は、各報告者が、当日の報告をもとにあらたに書き下ろしたものである。

中世初期史料論の可能性

丹下 栄

1. 「史料論」という言葉を、単に史料をめぐる議論という意味ではなく、歴史学がこれまで自明の理としきた史料についての了解事項を再吟味する問題系という意味で使うとすると、この問題への簡潔・的確な整理はまずもって岡崎[2003a][2003b]によってなされている。ここで岡崎は問題系を3つの層に分けている。(a)問題関心。史料という概念が拡大・柔軟化され、図像、考古学的情報等が「史料」として歴史家の検討対象に加わってきた。またそれと並行して、歴史家の関心は史料(あるいは歴史家が「史料」として扱うテキスト)の様式ではなく、むしろその機能へと移っていった。それと関連して、個々の史料の本質よりも複数の史料のあいだの諸関係を解明する方向が打ちだされてきた。(b)史料への視角。前項とも関わるが、歴史家は史料(として扱われるテキスト)がどのようにして生まれ、利用され、現在にまで伝来したかに関心を向けるようになった。(c)作業課題。史料類型ごとにその史料から引きだせる情報の質、史料処理上の留意点を洗い出すこと、またあるテキストが書かれ、改変されていった過程を通時的に解明すること(「史料の生命」)、そして史料と「現実」との関係を吟味すること。

2. 岡崎の論を出発点としたとき、それでは中世初期特有の史料論(≡問題系)は存在するか、するとすればそれはどのようなものか、という問いが浮かぶ。この問いは中世史学全体のなかでの中世初期の位置づけとも絡んでくるが、ごく初歩的な特徴として、(a)中世初期特有の史料状況(文字史料伝来量の少なさ)、(b)中世初期に特有な史料類型の存在(例えば所領明細帳、カピトゥラリア、プラキタなど)を指摘することができる。

議論の出発点として、加納[2004]をとりあげよう。ここでは、プラキタという、メロヴィング期にさかんに作成されたがカロリング期に入ってほとんど作成されなくなった文書がシャルル禿頭王治世下で復活したことの意味を追求している。加納はプラキタの復活を、「国王証書として文書化されなくなっていた国王裁判の結果を、国王証書の形式で、すなわち国王の命令として伝えようとする意図を反映」したもので、「王の主宰する裁判というフィクションを作りだすように作用する」ととらえた。そしてこの現象が、司教権力に対して王権の優位性を主張しようとする意思の表れ、と指摘している。

加納の議論は、プラキタという中世初期(それも基本的にはメロヴィング期)に特有の史料類型を扱うなかで、期せずして中世史の2つの大きな問題へ、中世初期の視点から切りこむことになった。すなわちそれは史料類型論と裁判文書論である。

3. 史料(群)を形式や機能によって類型化し、それぞれの類型に特有の史料証言のあり方、史料処理上の問題を探ろうとする指向は、いまや多くの歴史家にとって歴史的思考の基本項目となった感がある。中世初期に関わるめざましい成果の1つは、Devroey [1985]が提示した所領明細帳をめぐる動態的史料論であろう。こ

ここでは所領明細帳という1つの史料類型の生成を、ランス司教による所領への関心のありようの変遷と関連づけて論じられている。すなわちランス司教はまず所領経営と社会統御という2つの側面のうち前者に強い関心を持ち、保有農民のあり方を記録するテキストを作成する。ついで司教は社会統御への関心を強め、その結果として領主直領地の記録を含む本来の意味での所領明細帳を作成するに至った。しかしやがて司教は社会統制への関心を失い、収入確保のみが関心事となる。こうして「所領明細帳」という史料類型は終焉を迎える、というのである。

ドゥヴロワや加納の議論は、特定の史料類型に着目した注目すべき成果というにとどまらず、歴史家が日常的に使っている、「こういう史料がある」、「この史料はこう使える」という言説の再吟味を迫っているように思える。すなわち、史料類型論が基本的には「歴史を書く者」による分類、少なくともそういう一面を持っていたが、一方で当時の人々が文書をどのようにカテゴライズし、作成し、利用したか、という視点を導入することによって、史料類型論が単なる研究ツールの域を超え、より深化していく可能性がここで提示されたと言えるのである。

4. 一方でまた加納のプラキタ論は、(広義の)裁判あるいは裁判記録への関心を強めている近年の研究動向とも連動している。紛争解決・合意形成への関心の高まりはいうまでもなく中世中期以降の時代を主たる対象としている。しかし中世初期研究における「自由農民モデル」の擡頭はこうした動向と無縁ではない。なぜならば、それらはいずれも自律的経営を行う農民層のうちに彼らの「当事者能力」(法的・経済的・社会的)を読みとろうとしているからである。例えば Wickham [1995]は自然史料・貨幣史料を援用しつつ、農業生産性が低い状況のもとでも多くの農民が非農耕的活動(手工業、在地的商業)をも行いながら自立的生計を維持していたことを主張している。また貨幣史の分野で顕著な、個別発見貨への関心を含め、これらは濃淡の違いはあれ、「自立的経済アクターの広範な存在」という想定(「大きな物語」とリンクしているように思われる。このことは、「史料論」もまた「中立的」ではありえないことを端無くも示してはいないだろうか。ちょうど出土遺物という「モノ」もまた1つの「テキスト」として多くの「読み」のなかに宙づりとされざるをえないように。

5. 最後になくもがなのメモを書いておこう。「史料」は歴史(学)の「科学性」の担保となりうるだろうか。近年の歴史学は、テキストの作り手の「主観性」を排除していわばメタ・テキストを作ったうえで「科学的」操作を加えるというやり方ではなく、むしろ書き手の主観性を積極的に利用することによって歴史／歴史学の「アイデンティティ」を担保しようとする指向を強めている(歴史＝物語、歴史＝科学、いずれの方向においても)。これは「モノ」から「ココロ」に迫ろうとする認知考古学の実験とも共通するもので、その意義は決して小さくはない。しかし「当時の人々の立場に身を置く」という言説は実現するに多くの困難が伴う。われわれは過去の痕跡(テキスト)のあるコンテキストに置いて読解せざるをえないが、そのコンテキストは超歴史的なものとして捉えられがちである。史料論はこうして、テキスト論との真摯な切り結びが不可欠となる地点にさしかかっているように、報告者には思えてならない。

- Devroey, J.-P. [1985] "Les premiers polyptyques rémois, VIIe-xe siècles", *Les grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne*, Gand, pp.78-97.
- 加納修[2004]「『プラキタ』の復活とシャルル禿頭王の王権」藤井美男／田北広道（編著）『ヨーロッパ中世世界の動態像—歴史と史料の対話—森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会, pp.93-312.
- [2005]「書評：森本芳樹『中世農民の世界—甦るプリュム修道院所領明細帳—』」『史学雑誌』114-6, pp.124.
- 松本直子他（編）[2003]『認知考古学とは何か』青木書店.
- 森本芳樹[1998]「個別発見貨の意味 —イギリス中世古銭学による問題提起と所領明細帳研究への波及—」森本芳樹[2004]『比較史の道—ヨーロッパ中世から広い世界へ—』創文社, pp.145-168.
- [2003]『中世農民の世界 —甦るプリュム修道院所領明細帳—』岩波書店.
- 岡崎敦[2003a]「西欧中世史料論と現代歴史学」『九州歴史科学』31, pp.1-29.
- [2003b]「西洋中世史研究と史料論」『創文』456, pp.1-4.
- Wickham, Chr. [1995] "Rural Society in Carolingian Europe", *The New Cambridge Medieval History, vol. II, c.700-c.900*, Cambridge, pp.510-537.

西欧中世盛期における史料論研究の諸問題

岡崎 敦

0: はじめに

ここで対象とする中世盛期とは、時期としては、紀元千年頃から13世紀までを包含し、いわゆる封建期のみならず、「国家の覚醒」および「交換・交流の拡大・多様化」が進展する時期をも含める。さらに、関連報告との調整から、中世末期から近世にかけての「文書管理(アーカイヴズ史)」をも射程に入れる。

基本的な諸問題としては、多様な秩序維持、紛争解決のための戦略手段の一つとしての文字の機能、および本格的なリテラシー社会、ならびにそこへの移行期における文字の機能が、念頭に置かれる。

1: 非リテラシー社会における文字利用の戦略

70年代以降の「文化相対主義」流行のなか、前近代社会特有の政治文化の再評価を試みた、いわゆる「紛争解決」系研究においては、「下からの」秩序形成が中心的課題と認識されたが、多様に想定されるその手段の一つに「文字」の機能の問題がある。とりわけ、ルーティンな法関係の文字による保証、と定義される文書について、研究の観点自体が、その法的価値の判定から、生成・利用の戦略と機能へと大きく移行した事実がまず指摘されねばならない。また、同時代のみならず、後世における利用のコンテクストという視野が現れたことも、文字資料の本来の性格からして、極めて重要であった。

他方、西欧においてリテラシー能力が衰えたとみなされる時期に、これを唯一わが物としていたのは聖職者集団であったが、教会が、「記憶の管理」という包括的視点から、どのような戦略をもって、社会の変容と規制を企図していたかが、具体的な課題として問われた。歴史編纂、聖人伝・奇蹟譚編集、カルチュレールや系譜・目録の再生にいたるさまざまな諸資料が検討の対象となる一方で、典礼・儀礼や墓所管理という文脈で、口頭所作のパフォーマンスと文字との関係を問う試みもある。

2: 文字世界の拡大

12世紀を通じて、西欧社会は本格的な文字社会へと変容するが、その現われは多様である。

文字はまず、実務の世界に浸透した。法的・社会的価値が制度化・スタンダード化され、文書資料自体が内容、形式ともに規格化される動きが多くみられるが、実は、近代歴史学が前提としていた「法的価値」イメージは、厳密には、この時期に出現したと考えられる。具体的には、私的な法行為の管理として、個人印章、訴訟外裁判権、公証人制度が発展する一方、なんらかの団体・制度は、業務管理のために膨大な内部資料を生み出していく(連絡通知、台帳・目録、業務日誌、議事録等)。

他方、12世紀以降の西欧の文字世界において、従来から大きな関心を集めてきたのは、いわゆる「文学」であろう。たとえば、従来から存在した「歴史」というジャン

ルは、祖型としての宗教史から徐々にその「場」を拡大させ、俗語物語へと接近するものも現われた。さらに、武勲詩やロマンなどの俗語物語は、より微妙な諸問題を提起する。多くは学ぶ必要がない俗語(話し言葉)でありながら、ラテン語を記するためのアルファベット(学ばねば修得出来ない文字)で記されたこれらのテキストについては、必然的に口頭伝承と文字テキストとの関係についての省察を要求する。パフォーマンスの世界が文字化するとき、そこには何が生じるのか、そもそもなぜ文字化するのか、誰がその担い手であるのか等の諸問題こそ、テキスト研究の現在の中心的関心である。最後に、宗教テキストの問題がある。文字の宗教であるキリスト教においては、「真理」の宣教と秘匿という相反する二つの現象が共存していたが、さらに、聖書や諸権威テキストもまた、その注釈と再編を通じて伝来せざるをえなかったという問題がある。異端をめぐる「テキスト共同体」論も注目を集める一方、中世末期の爆発的な宗教書の普及は、キリスト教の受容の変質、ひいては宗教の機能自体の変容をも間接的には表現しているとすら言える。

最後に、80年代以降流行している「読書行為の歴史」との共同作業がある。生成と受容の「場」に焦点をあてるコミュニケーション研究は、必然的に、書物の物理的形態や形式、伝来・普及の状況などの諸問題に熱い関心を寄せ、これに応えることができる研究領域として、古書冊学が歴史学の最前線に引き出された。さらに、コミュニケーションの具体的あり方や、その前提となるリテラシー環境が、新たな視点からの研究を要求している。

3: 中世末期・近世初期における文書管理の比較史

今回の共同研究において、具体的な検討課題として設定したいテーマの一つに、「中世末期から近世にかけての文書管理」という問題系がある。すでに述べたように、この時期は、文書資料の爆発的生産と同時に、本格的管理の開始の時代でもあったのであり、当然ながら、文書の社会的価値と機能が問われねばならない。「記憶すべき過去」とはなにかが議論の中心に浮かび上がる。ところで、十数年前から「近代国家生成」の名称のもとに継続されてきたヨーロッパ共同研究は、この時代に、他の諸文明とは異なる特殊ヨーロッパ文明が成立したとみなし、その際のキーワードとして、「統治テクノロジーの強化」および「社会的合意取り付け」の「構造的連関」を掲げた。フーコー流の権力の稠密化と社会関係の複雑化が、一つの動きの楯の両面であることを主張するこの見方は、「近代化」の意味自体の再検討を促さずにはおかない。

このような問題関心は、必然的に、比較史の視座を要求する。たとえば、国家という枠組みにおいて、文書資料というカテゴリーが歴史的に生成し、その管理を語りうる西欧や日本に対して、中国や朝鮮半島では、文書資料は原理的に国家の正史編纂のための材料以上の価値を持たないという。他方で、文書の作成・管理が、それを担当する役人(家系)によって担われるという事態は、相当広範に確認できる状況であるが、これら資料管理の具体相は、そのまま社会や国家の組織を反映していると考えられる。商人文書に代表される「イエ」文書については、その生成と伝来のあり方は、「イエ」のあり方に強く規定されているであろう。結果として、朝鮮半島やフランスでは、日本に見られるような「商人文書」の存在自体が自明ではないのである。

比較史については、最後に、三つの軸を提示しておきたい。一つは、地域比較であり、たとえば歴史編纂優位の社会と「原」文書尊重主義の社会の対立という構図が理念的に提示されうる。二つ目は、時間比較であり、文書の大量生産と廃棄、情報処理化の進展、過去との距離感などが検討の対象となろう。最後に、機能比較とも呼びうる視点がありうるように思われる。そもそも文字が機能する「場」とはどのような環境なのであろうか。文字の価値自体を、リテラシーやコミュニケーション環境との関係で再定義する研究が望まれる。

おわりに

西欧においては、おおよそ中世を通じて、本格的な文字優位社会への移行が確認される。この際、それぞれの「場」において、何が生じていたのか。何が文字化され、何が文字化されなかったのか。文字と非文字の世界との関係はどのようなものだったのであろうか。素朴な疑問は尽きず、研究の射程も広い。20世紀の最後の数十年以来、すでに膨大な量にわたって積み重ねられている諸研究を整理・検討し、今後の課題を提示することが、本研究の目標である。

中世後期ヨーロッパにおける行・財政史料 —フランスを中心にして—

花田 洋一郎

【1】はじめに

近年の歴史学界は、歴史的事象そのものの検討から、歴史的事象を伝える情報が一旦整理されて、羊皮紙や紙などに書き留められ、それがコピーされ伝来してゆく、という一連のプロセスと、そのプロセスに必然的に介在する人為的行為をいかに抉り出し、相対化し、分析するか、ということに問題関心が移ってきているように思える。筆者の目には、中世初期から中世盛期については、その傾向は明確なものとして映る。

では筆者が専門とする中世後期(14世紀-15世紀)について、いわゆる史料論はどのような展開を見せているかと問われると、答えに窮してしまう。少なくとも社会経済史の分野では、中世初期や盛期に見られるような一種の学問的盛り上がりは見られないからである。中世後期の場合、伝来史料が爆発的に多くなり、史料そのものに対する考察はそこそこに、とにかく膨大な情報を整理することに主眼が置かれているようである。したがって史料からの情報を無批判的に使い、中身を飾っている仕事も多々ある。とりわけ地方雑誌に掲載された論文にその傾向が強い。それは、歴史家としての基礎的な訓練を受けていない歴史愛好家の仕事や、博士課程在学中もしくは未刊行博士論文の一部であったりする。様々な性格の史料を、それぞれの素材の特徴を吟味し、どのような料理＝作品に仕上げるか、そのことに関する一般的な指南書がまだまだ少ないというのが現状である。

中世後期のフランス史に関しては、1971年に刊行されたファヴィエの『中世後期の財政と租税』¹が試みの最初であるが、史料の紹介のレベルを脱していない。最近の仕事では、ブリュネルとラルー編による『9世紀から14世紀中葉の中世史料』(1992年)²が整理された内容を持ち便利である。

もともと社会経済史の分野で代表的と目される研究者の仕事には、史料に対する厳正かつ温かい眼差しが感じられ、例外なく史料論的手続きをしっかりと踏まえている。たとえば、中世後期の都市行財政史の泰斗であるリゴディエールは、『14世紀末直接税の税額査定帳簿。1380-1385年のサン＝フルール・コンスルのエスチーム』(1977年)と『中世後期のオーヴェルニュ都市サン＝フルール。行財政史研究』(1982年)³において、それぞれ税額査定帳簿と都市会計簿という史料の性格、利用方法、史料情報の限界に関する検討をしており、財政史料活用の際に頼れる指南書である。なお都市会計簿については、ベルギー・ルーヴァン大学の「史

¹ J. Favier, *Finance et fiscalité au bas Moyen Age*, Paris, 1971.

² G. Brunel et E. Lalou, dir., *Sources d'histoire médiévale IXe - milieu du XIVe siècle*, Paris, 1992.

³ A. Rigaudière, *L'Assiette de l'impôt direct à la fin du XIVe siècle, le livre d'estimes des consuls de Saint-Flour pour les années 1380-1385*, Paris, 1977; Id., *Saint-Flour, ville d'Auvergne au bas Moyen Age. Etudes d'histoire administrative et financière*, 2 vol., Paris, 1982.

料類型シリーズ」の1冊として、ソッソン Jean-Pierre Sosson が執筆予定とされているが、いまだ刊行されていない。税額査定帳簿(エスチーム)については、近年国際研究集会が開催され、またフランス中世のエスチームで最大かつほぼ完璧な伝来状況と情報量を誇る1464年のヴィヴァレ地方のエスチームは、その77冊の記録全体が刊行準備中である⁴。

ともかく中世都市財政史あるいは国王財政・租税史を研究するものにとって、リゴディエールの仕事はいわば必読書であるのは、その緻密な議論もさることながら、財政史料を料理する時の基本レシピが書かれているからである。1980年代から90年代にかけては、実質的にリゴディエールの仕事が最も包括的であったが、最近ようやく財政史に関して、中世後期ブルターニュ公財政史家のケレルヴェによって簡潔かつ有益な史料論の論文が刊行された。次章でその内容を見てみよう⁵。

【2】中世後期財政史における史料論—最新の業績から—

ここで紹介するケレルヴェ論文は、Jean Kerhervé, *L'historien et les sources financières de la fin du Moyen Age*, dans Claude Carozzi et Huguette Taviani-Carozzi, dir., *Les médiévistes devant ses sources. questions et méthodes*, PU de Provence, 2004, pp.185-206 である。

ケレルヴェは、冒頭でファヴィエの提言、すなわち財政・税制史への注意喚起を挙げ、中世後期のフランスではあらゆる形式の財政史料が爆発的に増加したにもかかわらず、歴史家による利用可能性は大きく減少してきたことを、現状の問題として指摘する。本書のテーマである、中世史家はどのように史料に向き合うべきかという問題にこたえるために、彼はフランス空間における領主・諸侯・国王文書に依拠しつつ、財政史料をめぐる諸問題にアプローチする(ここで断っておくが、ケレルヴェは公財政の専門家であるので、彼の議論は公財政関係史料に基づく知識により展開している。筆者の専門は都市財政なので、以下では適宜補足を加える)。具体的には、以下の4つの次元で議論が展開する。

(1) 膨大な史料群

おおよそ13世紀後半から、財政史料は増加する。その背景には、①文化的技術的变化(数字文化の浸透、教会国家機関の成長と教皇税制の発展、貨幣・商業

⁴ 2003年に開催された国際研究集会は、*De l'estime au cadastre en Europe du XIIIe au XVIIIe siècle*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France である。1464年のエスチームは、3年にわたって、ラングドック地方全体のかまどの担税能力を調査するために作成された、例外的な記録である。近年、その内容の歴史的価値が再確認され、多くの業績が生み出されている。最近の業績として、L. Cornu, *Naissance et premiers développements de la fiscalité royale en Languedoc septentrional: des <aides exceptionnelles> aux estimes*, dans *L'impôt des campagnes. Fragile fondement de l'Etat moderne (XVe-XVIIIe siècle)*, Paris, 2005, pp.97-118; R. Thibon, *Les estimes d'Assion et Cornilhon*, dans *Revue du Vivarais*, t. 106, no 750, 2002, pp.65-100; no 751, 2002, pp.165-184; no 752, 2002, pp.195-220.

⁵ ケレルヴェ論文に先立ってブラバント公領財政に関して史料論を展開した、E. Aerts, *Les comptes du duché de Brabant au bas Moyen Age et la recherche historique*, dans *Bulletin trimestriel du Crédit communal de Belgique*, no. 142, 1982, pp.275-294 は、ベルギー学界におけるこの種の問題への先見性を良く示しており、ケレルヴェ論文と合わせて参照されるべき仕事である。

経済、紙の普及)、②財政問題の浮上(国家、領邦、都市などにおける行政諸経費膨張、中世後期における領主制社会経済の危機、百年戦争などの社会不安に対応した防備施設の整備や守備隊の配備のための資金調達、およびそのための租税導入)が挙げられる。こうした状況が複雑に絡み合い、財政・租税関係の様々な記録が作成・保管されるようになる。

(2) 財政管理

中世後期の国王・公財政のレベルでは、都市および農村部から吸い上げられる富の管理をしっかりと行うことはできなかった。それを遂行しうる専門役人がまだ育っていなかったからである。14世紀の段階では、管理能力は国家・領邦よりも、都市のほうがはるかに優れていた。しかし14世紀から15世紀にかけて、管理に長けた役人が国王・公財政の中心部に定着するにつれて、王令、国王の書簡、とりわけ財政評議会”Conseil des finances”関連文書(そのなかには、たとえばブルターニュ公領財政の分野では、予算案、地方の貨幣政策に関する規定があった)が、いわば管理(財源の中央による一元的管理の実現)のための文書として、機能的に作成・保管されるようになる。

(3) 財源の認識と査定

中世後期には間接税も整備され、地方ごとに様々な特徴を持つ税が登場するが、税制の基本は直接税である。担税対象は、人と土地であり、それらの担税能力を計算するために、いくつかの記録が作成された。

王権については、王権直轄領関係として、livres terriers, rentiers, censiers、その付随史料として、menus de rentes, registres de nouvelles baillées, aveux et dénombremments が挙げられる。

これらの記録を史料として利用する場合、まず認識しなくてはならないのは(これは財政・租税史料一般にもいえることであるが)、史料の限界という問題である。すなわち、記載のステレオタイプ化、古いテキストの叙述使い回し、不正確さ、地名比定の困難(村の中には完全に消滅し、伝来史料での調査に限界があることがままある)、領域全体を網羅していないなどが挙げられる。

この種の記録と同等のものとして、教会関係では pouillées、都市については、前述した estimates がある。これらにも同じく、虚偽申告(担税能力の調査は原則的に担税者側の自己申告であるので、場合によっては動産・不動産の財産価値隠匿がありえた)、調査無視、えこ贓肩、エリート層への過小課税(とりわけ都市役人や都市居住の国王役人など)、不平等係数(控除の際、計算方法に手を加える)という史料の限界がある。

さらに農村部については、enquêtes de detail, registres généraux, liste des contribuables といった記録が存在する。

(4) 計算と監査

財政関係記録の外層的・内層的特徴は次のように整理される。まず、記載される素材が羊皮紙の巻物から書冊へと変わる。さらに記載形式については、時間順収支混合記載から収支分離記載・収支項目間振り分けへと、合理化されてゆく。また、収入部における未領収金は一応収入部に記載し、その分を支出部にも記載するという、一見して債権債務内容がわかる形式が、この時期に生まれる。これは複式簿

記の原型ともいえるものである⁶。財政の当事者、そして監査役人にとって、金の動きと現状をいかにわかりやすく伝えるか、そうした配慮の結果が、このような会計簿の史料としての形式の変化を生んだといえる。

会計簿活用の難点としては、読解困難、財政機構に関する予備知識の必要性、複雑な専門用語、多様な度量衡や貨幣の使用、会計簿の断片的伝来、記載内容のステレオタイプの性格、化石化項目の存在、会計役人の記述および計算に対する無頓着さ(いい加減さ)がある。これらは財政関係史料に共通する問題である。

会計簿が、数々の時系列データの宝庫であるだけでなく、記述内容には、書き手の関心が反映されているケースも多々あり、それは政治文化、心性史に通じるものである。またケレルヴェは、会計監査に関する記述及び余白部の記載への注意をも喚起している。財政という金銭の動きだけでなく、それにかかわる人間の動きにも関心を払うようになってきている。

(5) 結論

最後に、ケレルヴェは、あらためて財政史料の多様性を強調するとともに、分散的・断片的伝来を嘆くが、この史料が内包する情報量とそこから構築されうる豊かな世界の可能性を強く認識している。

以上がケレルヴェ論文のおおまかな内容である。公領財政研究を基礎にしているものであるが、都市財政にも共通する論点も多く、財政・租税史料を扱う上での必読の文献であることは間違いない。

【3】都市における行財政史料について

続いて筆者が専門としている都市行財政関係史料について述べておきたい。都市文書館、県文書館において、たいていはセリーAA, BB, CCなどに分類されているものである。

(1) 都市会計簿・租税帳簿

アキテーヌ地方の中近世都市農村ネットワークが専門のラ・ロシェル大学のボシヤカ教授によると、財政租税史料の目録化さえも地方ではまだ十分に行われているわけではなく、伝来史料の把握が急務であるという。かつて、IRHT がこの試みを実行に移したものの、資金難のため 5 冊刊行して挫折した経緯がある(IRHT, éd., *Répertoire provisoire des délibérations et comptabilités communales (Moyen Age et Ancien Régime)*, Paris, 5vols, 1981-1982)。

しかしながら 1990 年代後半になり、都市財政関係の史料論については、多くの蓄積がみられるようになった。代表的な業績を挙げると、マンジョ／サンチェス＝マルチネス編『中世における都市税制』(第1巻史料研究、第2巻税システム(収入)、第3巻税の再分配(支出)、第4巻租税管理(収支))、1996-2004 年(Menjot D. et Sanchez Martinez, M., coordinateurs, *La fiscalité des villes au Moyen Age, t. 1:*

⁶ こうした記載方式の特徴は都市会計簿にも見受けられる。この点については、花田洋一郎『フランス中世都市と都市住民 ―シャンパーニュの都市プロヴァンを中心にして―』九州大学出版会、2002 年、第 5 章および補論を参照。

Etude des sources; t. 2: Les systèmes fiscaux; t. 3: La distribution de l'impôt; t. 4: La gestion de l'impôt, Toulouse)である。

また最新の研究として『13-15 世紀地中海ヨーロッパ諸都市における租税』(Menjot, D., Rigaudière, A. et Sanchez Martinez, M., dir., *L'impôt dans les villes de l'Occident méditerranéen, XIIIe-XVe siècle*, Paris, CHEFF, 2005)がある。ここでは紙幅の都合もあり、そこでの議論を整理することはできないが(別稿で詳しく論じる予定である)、収録された論文の多くから史料論的観点から重要な示唆を得ることができる。

(2) Assiette de l'impôt, Estime, Compoix, Cadastre

これら税額査定向けの台帳系史料については、代表的な史料研究として前述のリゴディエールの仕事と並んで、Biget, J.-L., Hervé, J.-C. et Thebert, Y., éd., *Les cadastres anciens des villes et leur traitement par l'informatique*, Ecole française de Rome, 1989 と、Biget, J.-L., Histoire et utilisation des compoix médiévaux, dans Le Pottier, J., dir., *Compoix et cadastres du Tarn (XIVe-XIXe siècle, Etude et catalogue, accompagnées d'un tableau des anciennes mesures agraires*, Albi, 1992, pp.11-28 が、史料そのものをどのように活用し、その際の注意事項は何かなど実務的な叙述を行った必読の文献である。

(3) 都市評議会審議録及び住民総会議事録

都市財政・租税に対する関心はここ 10 数年で強くなったが、それらの史料と補完的な関係にあり、合わせて利用されねばならない史料に、都市評議会審議録と住民総会議事録がある。リゴディエールによれば、中世後期の都市を取り巻く様々な状況を知るのに最適のこれらの史料への着目はいまだに不十分とされ、今後の研究の進展が待たれるとされる。この点については、2006 年度内に出版されるクレルモン＝フェラン大学教授 F. ガルニエ氏の博士論文『中世後期のミヨのコンシュラ。財政・権力・社会』で詳細に論じられると聞く⁷。

この種の史料については、おそらく十分な伝来史料の調査も行われていないようである。筆者が専門としているシャンパーニュ諸都市に関しては、中世後期に関して膨大な記録が残されており、それらの伝来する最古の部分は以下のように刊行されている。

すなわちトロワ (Roserot, 1429-1433)、ランス (Guilbert, 1422-1436)、シャロン＝シュル＝マルヌ (Guilbert, 1417-1421) がそれである (Roserot, Al., éd., *Le plus ancien registre des délibérations du Conseil de Ville de Troyes (1429-1433)*, Collection de documents inédits relatifs à la ville de Troyes et à la Champagne méridionale publiés par la Société académique de l'Aube, t. 3, Troyes, 1886; Guilbert, S., éd., *Registre de délibérations du Conseil de Ville de Reims (1422-1436)*, Reims, Travaux de l'Académie nationale de Reims, vol.169, 1990-1991; Guilbert, S., éd., *Registre de délibérations du Conseil de Ville de Châlons-en-Champagne (1417-1421)*, Châlons-en-Champagne, 2001)。

⁷ F. Garnier, Le consulat de Millau au bas Moyen Age: finances, pouvoir et société, thèse en droit, Paris 2, dactyl., 2002.

これらの記録は、基本的に時間順に筆写され、都市評議会会議参加者の名前と議題の内容が記載され、特定の議題がどのように処理されていったかを時系列で追うことも可能である。上述の3都市に関しては、記載年次が百年戦争の真っ只中で、かつアルマニャック派とブルゴーニュ派の内戦の時期にも当たり、各都市がそれぞれに固有の立場で混乱した政局にどう対応していったか、また他の都市の動向をどのように把握したかなど、生き生きとした叙述に出会うこともある。こうした分析視角は、元ランス大学のS.ギルベール女史の仕事に見られる。

住民総会議事録については、筆者はトロワ、ランス、シャロンについて伝来状況を知るのみで、他の都市における状況は分からない。またこの問題に関する研究はリゴディエール以外には最新のものはない状況である⁸。この記録は単独で伝来する事は稀であり、往々にして都市評議会審議録や都市会計簿の中にその活動の断片が書かれたりすることが多い。

都市評議会審議録と住民総会議事録はきわめて魅力的な史料であり、その利用価値は非常に高いと思われ、今後の研究の進展が待たれる。

【4】おわりに

報告では、第4章として国王行財政関係史料についても言及したが、この点については、第2章で展開したケレルヴェ論文ほどの情報は無く、この原稿においては、より細かな検討は困難と判断して断念した。領邦研究が盛んであるかわりに、フランス国王行財政の研究が停滞しているのは、何よりも史料の伝来状況が断片的・散在的であるためである。リゴディエール教授も、国王行財政は手間隙がかかるわりには成果があまり得られない分野なので研究が進まないと言う。都市財政については、近年の研究の進展は著しいものがあり、史料論も可能であろう。他方で都市行政関係史料についてはまだまだ伝来史料の調査段階である。

最後に、史料論は中世後期に関しても、伝来史料の量が爆発的に増加し、様々な種類の史料が現れてくる故に、必要不可欠と思われる。本稿では、ケレルヴェ論文によるブルターニュ領邦財政研究を基礎にした史料研究の紹介と、筆者が専門にしている都市行財政関係史料について論じた。中世後期には色々な史料が存在する。本稿で論じたのはその中のほんの一部に過ぎないが、ただやみくもに史料を利用することはやはり危険であろう。フランス学界でも日本学界でも、ヨーロッパ中世後期全体を見渡す史料論の試みはまだ始まったばかりである。

⁸ A. Rigaudière, Voter dans les villes de France au Moyen Age (XIIIe-XVe siècles), dans *CRAIBL*, 2000, pp.1439-1471.